

第6回新城地域審議会

平成23年6月30日(木)

新城市民体育館第1会議室

第6回 新城地域審議会議事録

企画課長 こんばんは、只今から第6回新城地域審議会を開会させていただきます。会議の開催は地域審議会の設置等に関する協議第8条第3項によりまして、委員の半数以上の出席が必要となっています。本日の審議会には、現在6名が出席されておりますので本審議会は成立することをお伝えいたします。なお、〇〇委員さんは、遅れていらっしゃることを伺っております。

 それでは、はじめに会長からごあいさつをお願いいたします。

会 長 皆さんこんばんは、6月12日のめざせ明日のまちづくり事業の審査についてはお疲れ様でした。1日かけて行いましたが、地域審議会としては今年で最後の審査になると思いますけれども、その後さらに諮問をいただいております、大きな最後のテーマになると思います。諮問の内容を振り返ってみますと「市民自治社会実現に向けた地域自治区制度について」ということで諮問をいただいております。市民自治社会実現に向けたという「市民自治社会」とはいったい何なのか、という所が我々の悩みどころであります。またその中身を知らない市民においては何が違うのかという所で、まだ入口にも入っていない状況でもある方も大勢いらっしゃいます。今日は皆さんからいただいた意見もございしますが、我々としては、大前提である「市民自治社会実現に向けた地域自治区制度」に対して何が足りないのか、何が必要なのかというようなご議論をいただいて、まずは今日、市の方へ答申する形を作りたいと思いますのでよろしくをお願いします。

企画課長 ありがとうございました。それでは、地域審議会の設置に関する協議第8条第4項によりまして会長に会議の進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

会 長 それでは、会議録の署名2名を指名させていただきます。順番によりまして、永森秀樹さんと、森野久美子さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

 それでは、議事に入ります。議題のということで「地域自治区制度」の審議の進行について事務局より説明をお願いします。

事務局 本日の審議にあたりまして5月18日の3地区合同地域審議会にて地域自治区制度の説明をさせていただきました。また本日の資料としまして事前に各委員の皆さんよりいただきましたご意見やご提案をまとめたものをお配りしましたので、議論の参考にしていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

会 長 それでは皆さんより意見を出していただいておりますのでそれに沿ってひとつずつ審議を行い答申の中に載せる必要があるのかなど、皆さんにあらためて意見を言っていただきたいと思います。まずは地域自治区に関する質問、疑問点についてですが、全員の方から質問等があるようですので発言をお願いします。

〇〇委員 地域自治区制度全体の市民の認知度をどの程度と見ているか。また今後どうやって地域

自治区制度の理解度を市民全体に広げていくかという質問に対し市の答えとしては、行政区をはじめとする様々な単位において説明に伺い意見をいただいておりますが、制度の内容についてはまだ低いと考えています。今後も数多く地域へ出向いて説明させていただき周知を行っていきます。ということですが、市民自治社会、地域自治区制度など少し難しい言葉が並んでいるので、「いったいどんなことなのか」、「いったいどうやって広めていくのか」というのが質問の内容です。

〇〇委員 どうして現状ではいけないのか今一つ理解できないということと、〇〇委員が言いましたようにわかっていないのではないかと。あと公の場所ですね、地域以外で皆が使う場所、ここで言えば体育館とか、どこへ話しをもっていけばよいのか、あと、この制度は地区からの要請があって検討されたものか、市役所の都合という押し付けなのか、いわゆる上からか、下からかをいうことを聞きたいということです。

会 長 そもそも、市民自治社会という切り口ですが、市長のマニフェストがあってという展開ですね。それを具体的なものにするにはどうしたらいいかということで諮問であったり、自治社会を勉強するということになるかと。

〇〇委員 変な言い方ですが、市長のマニフェストであれば、市長が説明すれば一番いいのではないですか。企画課の方が一生懸命やるのはわかるのですが、忙しいのはわかりますが、何かおかしいと、自分がやりたいだけで自分たちが市長を選んだこともわかりますが、何か少しおかしいかと第三者的に後ろから見てみると、本人が前へ行って直接こうしたいんだということや情熱とかを言えば、もう少し違った形で伝わるのではないのでしょうか。

会 長 もう少し解りやすく市民に説明が必要でということですね。

事務局 その件につきましては、今回、市長が出向いての市政懇談会がありまして、細かな制度の説明がありますので職員の方で説明し、後の受け答えも職員が回答させていただきましたが、職員が回答できない場合は、市長が説明やお話しをさせていただいております。

また、市長が思ったことが、すべて市の方針になるかということとそうではなくて市長が最初にマニフェストで市長選を当選された訳ですが、その後、総合計画というものを作りまして、それは議決案件として議会が認めた総合計画の基本構想に沿って様々な施策が今後されていく訳でございます。その総合計画というのが議決という形で認められておりますので、それにしたがって職員は動いていくというシステムになっているということを御理解いただきたいと思います。

〇〇委員 各地区で説明会をしているようですが、何人ぐらい来たのですか。

事務局 正確に計算しておりませんが、700人弱だと思います。

〇〇委員 その意見の集大成を言えば。昨日も地区の代表者を集めて説明をしたと思いますが、当

事者からはどのような意見がでたのですか。また、意見を受けた印象はどうか。

事務局　意見が大変たくさんあります。受けた印象ではまだ御理解をいただいていない部分もあるなというのが実際のところですよ。〇〇委員さんと同じように今、行政区制度でうまくいっているのになぜこれを入れなければならないのか、というご質問もあります。それは、この制度自体は市民の意見をお伺いする地域協議会という組織を一つ作るのと、その地域の事務局をしながら地域の窓口になる自治振興事務所を作るというこの2つの組織をもって地域自治区というのであり、その2つを作ることによってより市民の意見を聞いた行政を行っていききたいというのが一番最初にあります。で、今聞いていないのかという聞いていない訳ではなくそれをより制度化してきちっと皆さんの意見を聞いていききたいというものを作っていきたいと考えております。

会　長　ここで出た意見を答申案にして制度に反映していくということです。

〇〇委員　市民の何パーセントに達したら実行されるのですかということで、回答は数値で表すことはできませんが、制度に関する地域の意見が盛り込めたと考えたときです。どれだけの人が知っているのかということが私は不安でした。この制度の認知度がどのくらいになれば導入できるのかということです。

〇〇委員　私は最初の入口の、この地域自治区制度の概要という資料があつて、地域自治区とは①地域のことを皆で考え、意見を市政に反映する仕組みです。となっています。自治区というのは区分けしてある新城小学校の区域などの区域をいうのかどちらなのかという疑問を持ちました。やはり制度と区、エリアというものの使い分けを正確にしておかないといろいろ混乱してしまうのではないかと思います。回答には自治区は区域で仕組みは自治区制度ですありますのでそれならそれで整理していくべきだと思います。

〇〇委員　自治区は9地区の区割り案ですが、学区が主体とされますので現在、保育園、幼稚園、小中学校の統廃合は考えているのでしょうか、回答は幼稚園、小中学校の統廃合とは別に考えておりますということですがけれども、ある会合の中であるPTAの方が、幼稚園は向こうへ行って小学校はこっちへ行ってまた中学校は一緒になるといったり来たりしていると、自治区そのものがこの区割りになった場合、子ども会などの問題もでてくるのでぜひ小学校、中学校、幼稚園全部一緒になった方が良いのではないかという話が出ましたものですから、そのような問題もあるかと思ひまして特に私の地区ではそのような問題があるのではないかと思います。

会　長　ちなみに私の地区の子供会は子供の数が2人しかいないので、私設子ども会になってしまっています。自治区制度は西新町と東新町が一緒の区割りになっています。中学校は一緒になるんですけども、今の行政区がこぞって同じ仕組みを持つということが多分無理になってくるのではないかと思います。

〇〇委員 交付金になってお金を渡すことによって自由に使えることになると思いますが、他の市をいろいろ調べてみると交付金を使うルールがある市と無い市があるようで、新城市の場合はどのようになるのかと思いました。一括で渡されれば自由に使える訳ですが、その辺はどうなるのかということです。それについて要綱などがあるのかなということです。

会 長 ただ、人口割りとか一括で割るとかの話ではないと思います。

事務局 一括交付金は、今まで出している積算方法のまま、それを欲しいという所だけ引き抜いてその地域自治区、住民会議へお渡ししていこうと考えております。基本的には例えば現在、行政費交付金のような全地区に渡っているお金は様々な方法でこれに使ってくださいという形が出ておりますので、それらをまとめて自分たちで使い道を選択する形の一括交付金という形でまとめてあとは地域で考えてください、というふうに考えております。ただ、要綱についてはまだできておりませんので、今詳細な部分については検討中でございます。

おそらく、今、一括交付金化を望んでいる地域自治区は無いのが現状であります。市内9箇所を2回説明させていただきましたが、1回目は、今の行政区制度を残して欲しいと意見が多かったので、まず行政区制度は残しますということから始まりました。あと地域でお金を取り合いになってけんかになってしまうから今の時点ではまだ早いという意見も多かったというのが現状でございます。今の積算のまま配ってほしいというようでございます。

〇〇委員 基本的に私の意見は、末広りの層というかそういった人たちに理解していただきたいと思いました。制度の導入までの流れなどそういったところを詳しく示していただけたら良いと思いました。

会 長 こうやって見ると、委員の質問や疑問というのは、一つは現状ではなぜいけないのかということと、自治区という単位で市民自治社会を形成していく話が見えていないのではないのかということ。それから、圧倒的な認知度の不足、市民に認知されるまでのアプローチ、シーン、どのようにアプローチしていくかということが皆さんの話なのかなと思います。

会 長 それでは、地域自治区制度が目指す市民自治社会実現の重要性・必要性について、これは地域自治区の制度、市民自治社会を実現させる中で重要、必要と思われるものについてということであります。皆さんの意見を伺います。

〇〇委員 自治というものに関心をもっている人以外の関心の低い人とをいかに巻き込んでいくような参加できるきっかけづくりが大切なのだと思います。

会 長 私もだいたい同じなのですね。シミュレーションではないですが、だいたいその自治区がどのように成り立っていくのか、どのように議論されていくのか、というのは、少し

べったりくっついてやっていかないと、いきなり地域協議会と言われても少しわからないのが圧倒的ではないのかなと思います。

〇〇委員 昨年、文化会館で、〇〇委員がパネラーになられた時に、原則は全市一斉で行うがそうは言ってもという意見があったのですが、そういう意味で全市一斉の中にモデル地区があってもいいのではないのかと思います。

会 長 あと市民のパワーを最大限に活用するのであれば、多くの人がかかわってくることが必要であるので、同じような運営では意味がないのかなと思います。

〇〇委員 先ほど言ったように重要性はなんとなく理解できるのですが、議論や再考する必要があると思います。早急にやる必要はないのではないのでしょうか。

〇〇委員 私は市民自治社会というのは、これからますます重要になってくるというか、市民自身が必要だと感じてくることだと思っていて、仕組みたいなことを先行させるのではなくて考え方や原則などを市民の中にきちっと話して浸透させる。ものすごく時間はかかりますけどその仕組が先になりますと地域の利益などの対立などの問題にもなってきますので、考え方ややるべき形をいろいろな組織、団体がそれぞれで合意をつくっていかないと言葉では簡単ですが、やるとなるとすごく大変だと思っております。ですからこの提案の中身も啓発活動の量や質を高めていくことが必要であると考えます。

会 長 私もこの辺はきちんと説明をする必要があると感じています。市民自治社会という以上、原理、原則についてはきちんと伝えなければいけないと思います。

〇〇委員 自治区の区割りになりますと今までより地域が大きくなりますので、今まで行っていた知らせること、情報伝達の方法をもっと具体的にしたいほうが良いと思います。

〇〇委員 自治区を構成する人材の確保が課題であると感じました。いろいろな人が参加できるような人材をする確保する仕組みも必要だと思います。

事務局 先ほどのお話しにありました理念をしっかりとさせるというご意見についてですが、一方では市民自治基本条例を作ろうということで総合政策部によりまして市民自治社会の創造に向けたルールづくりについてきちっと考え方の足並みをそろえて進んでいこうと考えているのが現状であります。要は、市民は何をするのか、行政は何をするのか、議会は何をするのか、では、市民と議会と行政はどのように手をつなぐのか、市民ができることは何なのか、というような話を自治基本条例の中でしっかりと、うたっていくことと思います。その中で、基本的な市民自治社会への市民としての対応や、組織の対応というのは、そこで押さえさせていただいて、この地域自治区制度については、それを実現させる一つの手段だということで考えていく。その中の手段の中では地域自治区制度がすべてではない。自治基本条例に定める中の一部がこの地域自治区制度になると考えております。

会 長 基本構想、市民自治社会の基本構想、基本計画、実施計画、それとスケジュールがあると思いますが、その流れのひとコマに関わっていないとわからないと思います。だから何で必要なのか、という基本構想の部分、理念がわからないとその全てが成り立っていかないということがはがゆい所だと思います。私はスケジュールにこだわって、実施までの計画がどのようになってゆくのが、あった方が良くと思います。自治基本条例というものがあって、それがどうなるのか、全体が見えると話が見えてやり易いのかなと思います。

事務局 そのことで若干、新城市としてやり方がちがうのは、自治基本条例のアイテムとしての地域自治区制度とはしなくても、地方自治法で制度を行えば自治基本条例がなくてもできる制度と理解しているものですから、私どもは自治法にのっとった形で全地区一斉に行いたいと現在は進んでいるということです。

会 長 それでは中学校単位とする地域自治区の区割りについてということで皆さんの意見は、「区割りについては地区別の割合に対しての委員の数は適当か」、「委員の配分はどうか」ということですね。あと、「鳳来、作手の数はどうだ」ということですね。あと、「単位が大きすぎるのではないか」という意見があります。全体としては、その区割りでいいのかなという感じですね。

〇〇委員 鳳来と作手については、どのような権限配分を考えているのでしょうか。

事務局 限られた予算なので全ての予算と権限を渡すのではなく一部の予算と権限をお渡しするイメージで考えております。すべてが自治振興事務所や地域協議会で相談してできることになる、市の予算全体を動かす形となるのでそれは無理だろうといこうことで、ごく限られた部分で予算と権限をお渡しする形にして、その中でできることを考えていただくことや、予算要求権という部分を各地域自治区には持っていただくことを考えておりますので、こういうことをやったらどうかという提案についてはできるようになるのではないかと考えております。

会 長 区割りについては具体的な話となりますが具体的な問題があるのでしょうか。

事務局 新城地区は自治区の区割りはあまり問題がないと思うのですが、市が悩んでいるのが、新城地区からみた鳳来地区は3地区でいいのかということです。基本的には中学校単位としまして、今回、新城と舟着は過去の歴史等や、地元の意見等を考えまして区域を分けました。鳳来地区の3地区はつながりがあまりないのです。したがってどのように分けるかが大変悩むところがございます。昨年シンポジウムの時には1箇所が良いという意見もありましたし、もっと細かく割って欲しいという意見もありました。したがって新城地区から見た場合3地区が良いのか、ということをお教えいただきたいものです。

この件については、地元の意見が大切であるとは思いますが、鳳来の地域審議会のご意見を最後にはあわせていきたいと思っています。

会 長 先ほどの〇〇委員の意見でもある、どのくらいの予算と権限が渡されるのかが具体的に
なるとこの区割りの議論もわかり易くなるのかなあとと思います。

事務局 細かな部分について庁内での議論を行いました。予算のことについては、それを示さ
ないと皆が納得しないのではないかと意見がありましたので、その辺を詰めて皆さんにお
知らせしたいと思っております。

会 長 まちづくり住民会議の設立についてということで、修正によりまちづくり住民会議を地
域の実情に合わせて選択性としたことについて。地域が必要と選択した場合に設置でき、
いらぬといえ作らなくて良いという選択性にしたことについてということですが、こ
れに対する意見は、「是非設立してください」、「あくまで自由選択性としただけで設立の方
向で取り組むべき」、「理解している市民は少ないのではないか」、「地域協議会や地域の諸
組織などと屋上置を重ねることになるのではないか」という意見がありますが、どうで
しょうか。

〇〇委員 質問を含めての意見ですが、必須ではなくなると変更になりましたが、必須でなくな
った場合には今まで必須の場合にはかなりウエイトが高いように思ったのですが、必須で
なくなった為に、作った所と作らない所で地域にどのような差ができるのか、地域で暮ら
す皆さんと地域自治区と地域協議会の中でどのような関係になるのか少しかわらないで
す。

事務局 地域協議会というのは、市長が任命する市の付属機関でございます。そこでいろいろな代
表の方が地域のことについて話し合いをする所です。委員は地域の皆さんと相談する形で
決めさせていただきたいと思っております。その中には地域からの推薦者や、公募の委員さん
を含めて地域協議会というものを作って欲しいと、以前は人数まで決めておりましたが、人
数については準備委員会を作って地域が必要とする人数を決めれば良いと変わっておりま
す。地域協議会は市が意見を聞いた時に地域審議会の様に意見を言うていただくというこ
とで御理解をいただければ良いと思っておりますが、それとは別にまちづくり住民会議を作っ
ていただきたいというのは、以前は必須で申し上げておりそれは、様々なまちづくり活動団
体が一つの組織としてその地域を網羅した形で活動していく。地域協議会というのは、話
し合う、意見をまとめる会議であり、まちづくり住民会議はその活動母体であり、活動の
集合体であるということをお願いしておりました。まちづくり住民会議をすることによっ
て、例えばそれぞれの行政費交付金などを一括してお渡しすると説明したところ行政区に
おいてまちづくりをそれぞれにおいてしっかり行っているのだからまちづくり住民会議と
いうくくりで行政からまとめられる必要はないという意見が多くありました。したがって
今回、作ることもできるという形で整理させていただきました。先ほどの後退してしまっ
たのではないかとこの意見ですが、地方自治法で規定している地域自治区は、地域協議会
と自治振興事務所の2つであります。まちづくり住民会議は市民のところで行っていく活
動の部分ですので地方自治法では規定はありません。しかし、市としてはそのような活動
も最終的には行ってほしいと考えておりますので、地域のことは地域で決めてマネジメン

トしていくのが最終目標と思っております。作ることではできるとしたものの、自治振興事務所の職員であったり、地域担当者の方が、今は地域おこし会議とあって、自治区の単位より少し小さい区域でまちづくり活動を行うものを盛り上げようとしています。その部分をだんだん膨らませていただいて地域自治区の中でまちづくり活動を1本で行う最終的な組織を作っていただけるように下から職員が一緒になって活動ができる団体ができていけば良いと考えております。

事務局

市民自治社会について明確な定義付けはないのですが、基本的には行政がやるものではなくて皆さんがこうやって話し合うものもあります。地震発生の時の話しにありました自然発生的なものもあると思います。そういったことが活発化することによって、一つの機能が市役所でありそこへ集約することが効率的であり、楽だったこともあると思います。ただ、自発的に行いたいという方も増えてきておりますのでそういった方の思いも大事にしなければならない。そもそも市民自治社会はいいものだという前提で話をしておりますが良いも悪いも現実にあるべきものなのだという発想でありますのでマニフェストにあり、総合計画であり、進んでいると思います。で、いいものだとしてもいろいろな考え方があり市役所に一本化してまかせれば効率的であるという考え、また、対話組織が必要でありそれぞれがいろいろな活動したほうが良いという考えには新しい制度を用意しておかないとうまくいかないという中で、今、地方自治法というもので規定されているもので対応するのであれば地域自治区制度しかないという状況にあるということです。さらに、自治法に基づかない条例設置というのもあるのですが、法律にのっとった方が保護されると思いますので皆さんへのメリットがあると考え自治法による設置で提案させていただいております。さらに、地域協議会、自治振興事務所などは地方自治法に規定されておりますが、縛られるのは行政側でありまして、市民を縛ることはありえない話しであり強制すべきものではないものです。地域協議会、自治振興事務所と、まちづくり住民会議の根本的に違うのは役所側の話しをしているのが、地域協議会、自治振興事務所になります。まちづくり住民会議は住民側の話しになりますので、住民の方がやりたいと思わなければ強制になってしまいそれは自治でもなんでもないと我々も思い立ったものですから、選択性にしたと、でやりたいと思った時に作ったのであれば屋上置にはならないのだろうと考えております。必要な時に作ればそれにあつた仕組みができてくると思います。ただ市役所が自民自治社会に沿った市政運営を行っていくには、地域協議会がないと勝手にやっているということになりかねないので、それはつくらせてくださいということでお願いしております。ということでその2つに分けて説明したのが今回の修正の提案となったものです。

会長

戦後の復興において中央集権によって作りあげたものがずっと続いていると我々や我々の前の世代は思っていると思います。だから市民自治社会といっても理解しがたいことはたくさんあると思います。逆の若い人たちの方がわかり易いかもかもしれません。その為に、説明を平たくするとか、漫画にするとかの努力をしていくことが必要だと思います。

〇〇委員

いろいろな縛りがある中で市民自治社会が地方自治法にのっとって形成を進めることでこういうメリットというか利点が行政運営をしていくのにあるのです。そのことが市民に

とってもプラスになるのですということがわかり易く明示されていると良くわかると思います。また、前回から今回修正されたということで、今の話で変わるのだということはわかりましたが、前回のカラーパンフレットと今回の修正のパンフレットの中で、地域協議会が行政の側にくっついていたものがもう少し市民の側に入っていったので、屋上屋になってしまうのではないかと、ですから、地域協議会の責任において地域協議会の基に諮問委員会とか実行委員会とかを付けていけば、そこは市民と行政の協働の場であると思っていたものですから、そのように進めていけば有効に行くのかなと思いました。

事務局 実際には運営していけば〇〇委員さんの言う形になると思います。ただ今の段階で市民が決めて動いていく部分の組織について行政が決めてしまうことは説明会でもご批判を受けておりますので自発的に行っていくことでこのような形にならざるを得ないのではと考えております。

会 長 〇〇委員が言うとおりの受け皿として地域協議会があるのでそこで意見を集約してもかまわないということですね。

事務局 ただ、地域協議会は市の付属機関ですので、市の付属機関にお金を渡してしまうのはいいのかという問題もあります。委員が、非常勤特別職という問題もあります。ですので、まちづくり住民会議とは言わなくても違う団体の組織としてお金を受け取っていただかないといけないと思っております。あくまでも行政側の都合であり市民にとっては、地域協議会とまちづくり住民会議が全く一緒の組織でもいいのですが、お金の受け渡しとしてそれができないものですから、同じ構成員の中で地域協議会の面とまちづくり住民会議の面があっても可能であると考えます。あと行政区については今までどおりとするということで以前は自治会化するということが提案させていただきましたが、現状のままということにさせていただきました。

〇〇委員 行政区はそのまま残すということですね。

事務局 現在の行政区はそのまま、行政区への交付金も今の段階ではそのままです。ただ地域が一括して欲しいと言えればまちづくり住民会議を設立して一括で渡すことも可能となるものです。

〇〇委員 現在、区の条例や規約などいろいろありますがそれはどうなるのですか。

事務局 それはそのままです。ただ、新しく作る組織を作ってくださいということでお願いをしております。

〇〇委員 自治区制度の話になるお金の話が話題になります。

事務局 お金のことと地域自治区制度でいうとまちづくりの部分になるかと思いますが、市が意見

を聞きたいというところが主眼点になりますので、そのところが上手く伝わらない、私どもの説明において制度が複雑すぎてなかなかわかりづらいとは思いますが、まず市が意見を聞きたいという所は市役所側の都合ですから、市の制度として作らせてくださいというのがあります。それから皆さんが何かまちづくりをやりたい時に応援しますよというのをお金を渡すということになります基本的に話し合いをする組織を作ることによって皆さん顔が見える組織となってくれば自然にその単位でまちづくりができてくる。将来的にきっと役立つ部分もある。そういう思いもあってこの制度を提案しております。

〇〇委員 市民の中では、今の体制を維持したい思いもあると思いますがいかがでしょうか。

事務局 今回の修正でその部分を保証したので、納得された方もいらっしゃいました。ただ、まだわからないという意見もあります。また、良いとは思いますがなぜ作るのかという意見もありました。

会 長 続いて、新規交付金及び、各種補助金・交付金の一括交付金化について皆さん意見があればお願いします。

会 長 自治区への一括交付金について異論はありませんが、市民活動への助成などは対象や方法などを再検討する必要があると考えます。例えば市民活動助成などについてはサポートセンター管轄にするなどということです。

〇〇委員 一括交付金についてですが、地域自治区において自由に使える訳ですね。その場合の適正に使われているのかというチェック機能が必要になると思います。

〇〇委員 私もそう思います。予算を利用して解決した問題の報告の場所が必要だと思います。何をするにもお金は必要だと思いますが、地域により解決する問題が違ふとそれに要するお金も変わってきます。他の地区は1万円多いなどお金で揉めると思います。

事務局 積算の根拠をしっかりと合意を得なければいけないと思っています。今、新規の交付金として、総額で最低でも2,000万円と説明していますが、千郷地区は、全体の人口の5分の1が住んでいるのだから、400万円は必要という意見もありました。

〇〇委員 予算を取ることが良いという考えで、やることが決まっても予算は欲しいという人もいます。その様な人をどうして納得させるのかということです。配分については、細かな規定を作ることや、使い方についてしっかりと監視のできる仕組みを作らねばならないと思います。

会 長 それは、悩ましいところですね。公平な配分も大切だと思います。思い切った権限委譲、それと相反するものになりますが、チェック機能について、両方ともわかりますが、勝手に使われても困りますし、自分たちで決めて管理することも大切であります。両方がバラ

ンスをとれば一番良いのですが。

事務局 監査体制をしっかりしていけば思い切った権限委譲ができ、使う皆さんも使いやすくなるのではないのでしょうか。

〇〇委員 人口割や、面積割をなど使って計算したらどうでしょうか。

事務局 基本的には、人口と面積の両方で計算しないとある程度うまくいかないのではないかと考えております。

〇〇委員 そういうことで納得させられる配分方法や金額を検討してください。

会 長 なんとなく1票の格差に似ていますね。

〇〇委員 市民自治社会ということですから、今回のこのことを通じて、今までの市民と行政の関係から補助金や交付金の考え方を根底から変えていかなくてはいけないと思います。ですから市がお金をくれるのではなく、自分たちが出したお金を自分達はどう分配していくのかという観点から、今考えるとこの地域のどのようなものがあるか、そういうことが話しができる基礎的な考え方とそれに即したルール、制度、を作っていくということが、今、議論してきたことにつながるのではないかと思います。

会 長 お金のこのことに関しては今〇〇委員が考えていることをみんな考えていると思います。

会 長 それでは全体を含めて、何かご意見はありませんか。

〇〇委員 その他で私が言いたいのは、この間、議会を見ましたが、年に4回ある一般質問で3回も議題に上がっている事柄がありました。それだけやっても何の解決もできない、納得もさせられないのはおかしいのではないのでしょうか。具体的に言いますとまちなみ情報センターですが、年間1,500万円支払っているらしいです。私たちの審査する補助金は3地区で1,000万円、私たちは資料作成したり、勉強したり、申請者は書類を作成したり、1,000万円ではあるけれどもそれを削ったりして30万円、10万円を決めているのに、1,500万円を平気へ流してしまう。これはおかしいのではないかと。4回のうち3回も議題に上がっている。市の姿勢もおかしいのではないのでしょうか。また、市議会議員の数や議会のあり方も直していかななくてはならないし、公用車も古くなったらしく、無くせとまでは言わないがレクサスのハイブリッドを買ったらしいです。それもおかしいのではないかと。あと、4千万円ぐらい使って火縄銃を購入したり、なんかお金の使い方がおかしいのではないかと、そんな金があったら駅の便所に手すりを付けるとかいろいろできると思うのですが。

会 長 おっしゃることは良くわかりますが、今日は地域自治区制度について議論ですので。

〇〇委員 だからそういうことをやっている人からいろいろな制度を構築されても、なんか「ハテナ」と自分は思ってしまいます。

会 長 〇〇委員、議会は我々の1票で決まっているのですよ。

〇〇委員 それはわかりますが、皆さん聞いてくださいということです。

〇〇委員 今日は地域自治区の議論ですので。

〇〇委員 それでは、私の独り言と思って聞いてください。結論を出そうなんて思っていません。

会 長 議会のチェックの話しですので地域自治区制度の話しではないですね。

〇〇委員 私が言いたいのは、説明もできない人が外の人にああしたらどうかと言うことが「ハー」。もっと考えることはあるのではないかと。

会 長 市が行っている事業というのは、議会がチェックして行うというものです。そこでイエス、ノーが決まっていく訳です。

〇〇委員 ですが、議会のあり方も2元代表性とか言っていますが、市長の提案についてノーを突きつけたのは何パーセントでその辺を知りたいなあと思います。

会 長 けれど、それは私たちでは判断できない部分ですね。

会 長 それでは、地域自治区としての議論は終わりましたので、まとめに入りたいと思いますが、それ以降で答申するにあたって、どうしても言うことがあれば、発言してください。まとめはどうしますか。

事務局 事務局で一度整理いたしまして、もう一度お集まりいただき、足りない点、や意味が違う点などを確認していただきまして答申という形にしたいと思います。

会 長 これ以外に意見があれば事務局まで御連絡ください。
それでは次回の開催ですが、いつが良いでしょうか。
それでは、7月12日、火曜日午後7時からということはいかがですか。

会 長 よろしいですね。それでは地域審議会を終了いたします。ありがとうございました。